

神奈川県知事 様

横 浜 市 長



病院等の開設等に係る事前協議について（回答）

令和 7 年 7 月 17 日付医企第 1388 号で照会のありました標記については、令和 7 年度第 1 回横浜市保健医療協議会における協議結果を踏まえて、次のとおり回答します。

- 1 横浜二次保健医療圏の病床の状況は、病院等の開設等に係る事前協議の対象とするに足るものと考えます。

二次保健医療圏	事前協議対象病床数
横浜	4 1 1 床

- 2 令和 7 年度病床整備事前協議についての横浜市の考え方
別紙のとおり

- 3 会議（令和 7 年度第 1 回横浜市保健医療協議会）の開催状況

- (1) 開催日 令和 7 年 9 月 1 日（月）
(2) 場所 横浜市庁舎会議室

（参考）第 1 回横浜地域 地域医療構想調整会議

開催日 令和 7 年 8 月 5 日（火）

場所 会場（横浜市医師会会議室）と WEB の併用によるハイブリッド方式で開催

令和 7 年度病床整備事前協議についての横浜市の考え方（案）

1 配分方法

基準病床数を病床数の上限と位置付けたうえで、整備目標病床数と既存病床数との差分である約 900 床のうち、その半数（451 床）の整備を令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間で進めていくこととしています。令和 7 年度は、前年度までの進捗分（40 床）を除いた 411 床を公募により配分します。

2 対象医療機関等

回復期機能または慢性期機能を担うもの（表 1）とします。

表 1 回復期または慢性期機能を担う病床として算定する入院料等

回復期 機能	地域包括医療病棟入院料 地域包括ケア病棟入院料 又は 地域包括ケア入院医療管理料 回復期リハビリテーション病棟入院料
慢性期 機能	療養病棟入院基本料 有床診療所療養病床入院基本料 障害者施設等入院基本料 特殊疾患病棟入院料 又は 特殊疾患入院医療管理料 緩和ケア病棟入院料

3 配分に当たっての考え方

(1) 病床の配分は、以下の視点で総合的に評価を行います。

- ア 地域の医療需要との整合性
- イ 地域医療連携に係る調整状況とこれまでの実績
- ウ 運営計画（人材確保計画、資金計画）の実現性
- エ 整備計画（土地確保、建築計画）の確実性

(2) 病床は、以下の点を要件として、配分します。

- ア 病院等の開設等に関する指導要綱の事前協議の申出要件を満たしていること。
- イ 原則として、開設等許可後 10 年間は、配分を受けたときの病床機能と病床数を維持すること。
- ウ 10 年を経過した後も、病床機能や病床数を変更する場合は、事前に地域医療構想調整会議に諮ること。

(3) 横浜市内の既存の医療機関の増床を優先とします。